

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減少）があった方は、申請により徴収の猶予を受けることができますようになります（徴収猶予の特例）。

〈要件〉

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

〈対象〉

令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象。

申請が認められると、最大1年間、無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。

徴収猶予の特例の申請方法

以下の提出書類を、納期限^(注)までに当別町へ郵送してください。

(eTAXによる電子申請も可能です。)

- ・ 徴収猶予の特例の申請書 ※当別町ホームページ、eTAX ホームページに掲載
- ・ 預金通帳、売上帳、給与明細書等の前年・当年の収支状況がわかる書類

◎ 徴収猶予の特例の申請時には以下の点をご留意ください。

- 1 納期限前から相談できますので、お早めの相談をお願いします。

(注) 法律の施行から2ヶ月間は納期限後であっても申請できます。

- 2 既に現行法での猶予を受けていても、遡って徴収猶予の特例を受けられます。
- 3 徴収猶予の特例が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

ご不明の点は、当別町役場税務課納税係にお問い合わせください。

- ・ 申請書等宛先

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町 58 番地 9 当別町役場税務課納税係

- ・ 問合せ先電話番号

(0133) 23-2341